

伊藤茂七と大阪砂糖商（3）

川 端 正 久

19 日糖事件と伊藤茂七

19-1 日糖事件の発生：1909年

「日糖事件」が生じた。これは「輸入原料砂糖戻税法改正案」をめぐって帝国議会代議士と日糖重役が関与した贈収賄事件である。伊藤茂七は日糖事件に巻き込まれた。1909年（明治42年）1月19日、伊藤茂七は取締役を辞任した。4月12日、伊藤茂七は身柄を拘束された。12月6日、東京地方裁判所は「砂糖商 伊藤茂七（当四十年）」に対して、判決——「文書偽造行使委託金費消及瀆職法違犯事件 被告伊藤茂七を重禁錮二年に処す但裁判確定の日より満五年間刑の執行を猶予す」——を下した。

1909年（明治42年）1月、日糖の財政窮状が喧伝され、株価は急落した。新聞や雑誌の報道は過熱し、批判の矛先は日糖重役に向けられた。日糖重役を糾弾する余り、それが政治家の収賄事件に波及することは不可避の状況となった。「大日本製糖の醜状と株式暴落の動機 監査役の睨み利く〔一・一三、東朝〕（略）大日本製糖の窮状を以て悉く重役の責に嫁し、（略）根柢更に牢乎として抜くべからざる一大禍根の伏在するを悟らざるが如し」（『新聞集成 明治編年史 第十四巻』14頁）。伏在する禍根とは代議士の収賄である。

1909年（明治42年）4月9日、日糖株主の長谷川芳之助は日糖前重役に対する告発状を東京地方裁判所に提出した。「事件の發端は、同年四月九

日附を以て日糖の株主たる長谷川芳之助が前重役（略）を相手取り、詐偽取財、横領罪、及び商法違反事件に關する告發狀、同上申書を東京地方裁判所に提起せるに始」まった（芳賀泰平編『磯村音介翁傳』92頁）。的野半助「長谷川先生の事績」（1913年）によれば、長谷川芳之助が日糖事件に關与する最初の契機は大里製糖所が鈴木商店から日糖に売却されたことに不満を抱いた地元町會議員からの陳情であった。これを受けて的野半助（半助＝半介、玄洋社社員、衆議院議員）と長谷川芳之助（鉾山実業家、衆議院議員）は日糖の内情を調査した（「長谷川先生の事績」166頁；頭山満他「玄洋社怪人伝」53頁）。

1909年（明治42年）4月11日（から）、日糖前重役は拘引された。日糖前重役の取り調べの結果、代議士が検挙された。「明治四十二年四月十一日、秋山、磯村らが勾引され、会社および彼らの家宅が搜索された。（略）右の捜査より得た証拠によつて同十四日夜より十五日午前、政友会代議士栗原、森本、横井、長谷川、松浦、沢田、佐藤、同前代議士奥野、大同俱樂部横田虎彦、憲政本部樺瀬軍之助が東京地裁検事局に喚問され、そのまま拘留された」（雨宮昭一「日糖事件」496頁）。

伊藤茂七は4月12日に大阪の自邸で拘引された。「伊藤茂七の拘引／（略）午後四時遂に伊藤茂七は私書偽造行使委託金費消として拘引さるゝこと、なりたり伊藤は背廣洋服にインパ子スを被りて判事、検事の中に挟まれて澁面顔して出で來り」（『大阪朝日新聞』1909年4月13日）。「重役交際費十五萬圓／日糖事件擴大の端緒／〔四・一八、東朝〕（略）尤も深き原因を爲したる者は大阪より護送されたる舊日糖重役伊藤茂七を取調べたる結果にて、押収書類に三萬圓と十二萬圓と二様に交際費の記載ありたるをきびしく尋ねたるに、伊藤は包むに由なく其來歴を答へたる由」（『新聞集成 明治編年史 第十四卷』82頁）。

19-2 伊藤茂七の訊問における陳述

『日糖事件記録』（『日糖事件豫審記録』1909年5月）は日糖事件予審審問調書である。これによれば日糖重役で訊問された被告人は秋山一裕（6回）、磯村音介（5回）、伊藤茂七（4回）、高津久右衛門（3回）等であった。伊藤茂七に対する訊問は4回行われた。伊藤茂七の訊問における陳述は次のとおりである。

第一回訊問は1909年（明治42年）4月17日に行われた。「伊藤茂七聴取書」（縦書）は次のとおりである（なお「／」は改行を示す）。「聴取書／伊藤茂七／右者明治四十二年四月十七日裁告事件ニ付當職ノ通知ニ依リ任意東京地方裁判所検事局ニ出頭シ左ノ陳述ヲ爲シタリ／一、明治四十年ノ十二月頃ニ砂糖ヲ官營ニスルト云フ問題ノ起リマシタ事カアリマスカ當時私共ノ日糖會社ニテハ重役等ノ間ニ官營ニナルカモ知レヌトノ話ハ出タ事カアリマスカ官營ニスル様ニ盡力スルトカ人ニ頼ムノテハナヒカナト、云フ話ハ少シモ出タ事ハアリマセヌ私モ重役デハアリマシタカソナ話ヲ聞イタ事モナク相談ニモ興（與）ツタコトハアリマセヌ重役會議ト云フテナク單ニ重役ノ集ツタ席上ニテモ官營ニスル様ニ運動シ様トカ官營ニナル方カ利益テアルト云フ話スラモ出タ事ハナク只タ官營ニナルト云フ事テアルトノ話ヲ聞イタ丈テアリマス／一、其故私ナトカ他ノ人ニ頼ンテ官營ニナル様ニ運動シタリナトハ決シテアリマセヌ（ヌ）秋山磯村其他ノ重役ナトモ官營ニナル様ニナト、申シテ運動シタ事ハ少シモアリマセヌ秋山ナトカ運動シタト申シテモ私ハ運動シタリナトハ少シモ見モ聞キモ致シマセヌ／一、今田江崎ナトカ私共ニ官營運動ヲシテハ何ウカナト、相談ヲ掛ケタヲハアリマセヌ只タ江崎カラ一度官營ニナルカモ知レヌト云フ話カアツタ丈ケテアリマス／一、私ハ横田虎彦方ヘハー二度行ツテ官營ニナルトノ話ハ何シナモノカト聞イタコトハアリマスカ官營ニナレハ良ヒトカナル様ニ盡力ヲ頼ムナト、申シタコトハアリマセヌ／又江崎ト共ニ内藤利八ノ處ニ二度行キマシタカ之モ江崎カ官營ニナルカモ知レヌカ何ウカト様子ヲ聞キニ

参リマシタノテ私ハ只タ江崎ニ伴ヲシタ丈ケテ何ノ話モ致シマセヌ其外誰レノ處ヘモ行ツタコトハアリマセヌ／一、官營問題ニ付テ四十年ノ十二月以降今田ヤ江崎ト相談シテ大同ノ横田ニ對シ相當ノ運動費ヲ出スカラナト、云フ約束ヲタ（ママ）致シタコトモナク十萬圓ヲ大同俱樂部ニ寄附スルナト、云フ覺書ヲ今田江崎カラ横田ニ遺ツタコトナト少シモ知りマセヌ／一、官營問題ノ出タ頃ニ私ハ秋山ニ云ハレテ二回カ三回カニ三萬圓ヲ用達（立）テタ事ハアリマスカソレカ如何ニ使ハレタモノカ運動費ニ遣ワレタカ何ウカ更ニ知りマセヌ秋山カラ何ンニ使ウトノ話モアリマセンテシタ／其金カ横田カ松浦、澤田ニ行ツタ事ナトハ知りマセン聞イタ事モアリマセヌ／一、其前年ノ議會ノ頃ニ戻税問題ハ出マシタカ日糖ノ重役ノ人々カ戻税問題ニ付テ運動スルトカソレニハ金カ入ルテアロウナト、云フ話シラシタ事ヲ更ニ知りマセヌ私ハ重役テハ（アリ）マスカ重役トシテ重大ノ相談ニハ與ル譯テアリマスケレトモ其ンナ問題ノ出タ事ハ知ランノテアリマス只タ後ニ至ツテ戻税問題ニ付テハ十二萬圓餘ノ金カ入ツタト云フ事ヲ聞キ及ヒマシタ其金カ如何ニ使ハレタカ誰レノ處ニ行ツタカ更ラニ知りマセヌ／伊藤茂七／錄取讀聞ケタル處無相違旨申立テ自署シタリ／檢事 小原直」（『日糖事件豫審記録前編』261-263頁）。

第二回訊問は1909年（明治42年）4月22日に行われた。「被告人伊藤茂七調書」は次のとおりである。「調書 被告人 伊藤茂七／右被告人ニ對スル文書偽造行使委託金費消瀆職法違犯被告事件ニ付キ明治四十二年四月二十二日東京地方裁判所ニ於テ／豫審判事 原田鑛／裁判所書記 松島虎之助／列席ノ上豫審判事ハ被告人ニ對シ訊問ヲ爲スコト左ノ如シ／一 問 氏名ハ／答 伊藤茂七／二 問 年齢ハ／答 四十年／三 問 身分ハ／答 平民／四 問 職業ハ／答 砂糖商／五 問 住所ハ／答 大阪市東區南本町二丁目十五番屋敷／六 問 本籍地ハ／答 同所／七 問 出生地ハ／答 奈良縣（北）葛城郡盤（磐）園村字有井九番地／八 問 位記勲章從軍記章年金恩給又ハ公職ヲ有セサルヤ／答 アリマセヌ／九 問

是迄刑罰ニ處セラレタルコトナキヤ／答 アリマセヌ／一〇問 被告ハ大
 日本製糖株式會社ノ重役（ヲ）シテ居ルカ／答 ソーテス取締役ヲシテ居
 リマス／一一問 普通ノ取締役カ／答 ソーテス／一二問 何時取締役ニ
 ナツタカ／答 三十九年十一月テス／一三問 其前矢張り同會社ノ事務員
 ヲシテ居ツタノテハナイカ／答 大阪ニ製糖會社ノ取締役ヲ三四ヶ月致シ
 テ居ル内ニ合併シテ今ノ會社カ出來タノテス／一四問 持株ハ幾ラアルノ
 カ／答 舊株ノミテ千五百株ト親屬ノ名義テ私カ所有シテ居ル五百株トテ
 都合二千株ト別ニ私ノ子供ノ名義ニ成ツテ居ル新株カ三百アリマス／一五
 問 明治四十年十二月中砂糖官營ヲ成立サセル様會社側ニテ政友會議員ニ
 交渉ノ上現金並ニ成功ノ上ハ金數十萬圓ヲ與ヘルト覺書ヲ交付シタ趣ナル
 カ其顛末ヲ申立テヨ／答 私ハ一向其様ナコトハ存シマセヌ官營案ニ付テ
 左様ナ運動ヲシタカ何ウカ私ニハ分リマセヌ／一六問 秋山、江崎、今田
 等ハ左様ナ事實アリ被告モ相談ノ席ニ列席シタト云フニ付イテハ被告モ憚
 ル所ナク有リノ儘ヲ申立テヨ／答 私ハ重役デアリマスカ左様ナ重ヒ事ニ
 付イテハ相談カアリマセヌカラ分ラヌノテス／一七問 被告ハ其頃秋山磯
 村等ニ金ヲ立替タコトアルカ／答 夫レハアリマス磯村秋山カ私ノ宿所木
 挽町水明館ヘ參リ金融ヲシテ呉レトノ話ニテ二三回ニ三萬圓餘ヲ用立テマ
 シタ然シ其金ハ返ヘシテ貰ヒマシタ／一八問 何時金ヲ用立テタカ／答
 明治四十年十二月中カラ四十一年一月中ニ懸テノ事テス／一九問 金ハ何
 人ノ手ニ何處テ渡シタカ／答 何レモ水明館テ渡シマシタ秋山ハ一人テ來
 タコトカ一度秋山今田同道テ來タコトカアリマス三回トセハ今一度秋山カ
 一人テ來タノテシタロウ／二〇問 其金ハ何ノ爲メニ用立テタカ／答 其
 費途ハ更ラニ分リマセヌ／二一問 用途ノ事ニ付イテハ話シノナヒ譯ハア
 ルマイ／答 夫レハ聽カヌカラ分リマセヌ／二二問 左スレハ證書テモ取
 ツタカ／答 取りマセヌ其當時私ハ常ニ二十萬圓位ノ砂糖代金ハ會社ニ對
 シ借分（金）ニ成ツテ居リマシタカテ（ラ）磯村秋山等ノ依頼ヲ聽カヌ譯
 ニハ往キマセヌ又證書ヲ取ル事モ出來マセンテシタ／二三問 其三萬圓ハ

何時如何ナル手續テ返金ヲ受ケタカ／答 四十一年四五月頃磯村ハ事務取締役ノ資格テ約束手形ヲ寄越シマシタカラ一ヶ月計リノ間ニ三枚ニナリ居リシ手形ヲ大坂（阪）本店西町山口銀行テ割引ヲ致シマシタ其手形ハ私カ用立テタヨリ一万五千圓餘分ニナツテ居リマシタ故其金ハ磯村ニ返ヘシマシタ／二四問 明治四十年十二月二十三日頃兜町澁澤事務所ニテ官營問題ニ付キ重役會議ヲ開ヒタ時被告モ出席シタルカ／答 其時ハ私ハ存シマセヌ／二五問 其會議ニ於テ興（興）論ハ官營ヲ是トスル場合ニハ相當條件ニテ買上ニ應スル事増税ニハ極力反對スルコト等ヲ決議シタト云フコトタカ夫レハ知ラヌカ／答 成ル程左様テシタ其會議ニハ私モ臨ミマシタ／二六問 右會議終了後同日夕刻ヨリ被告ハ他ノ重役等ト共ニ蠣殻町磯村妾宅ヘ往ツタロー／答 如何テシタカ相談ノ席ヘ出タ事ハアリマシタカ其時テシタカ何ウカ分リマセヌ／二七問 能ク正直ニ申立テヨ秋山今田等ト被告モ同夜磯村宅ニ來リ政友會ノ人ト官營問題ニ付キ金ヲ道（遣）ツタリ覺書ヲ出ス相談ニ與ツタト申立居ルカ如何／答 何ウモ私ハソソナ相談ニハ與リマセヌ／二八問 多數人ノ陳述ニヨレハ被告ハ重役會議ノ歸途磯村宅ヘ立寄り議員ニ運動ヲスル相談ニ與ツタトノ事ナルカ如何／答 何ウモ私ハ其席ニ立寄ツタコトハナヒト思ヒマス重役會議ノ時ハ散會後酒匂（匂）社長等ト京橋區元水産會社ノ家ヲ製糖會社テ買ウト云フノテ其家ヲ見ニ參リテ其處カラ直クニ宿ヘ歸ツタト思ヒマス／二九問 其家ヲ見ニ往タ時刻ハ／答 夕刻テ中ヘ這入ツテ三十分程モ見テ酒匂（匂）ト別レテ宿ヘ歸ツタト思ヒマス／三〇問 其日高津久右衛門ハ散會後何處ヘ參ツタカ／答 夫レハ記憶カアリマセヌ／三一問 夫レハ其後右三萬圓ノ外ニ金一万圓ヲ水明館ニテ被告カラ江崎ト今田ノ兩人ニ渡シタコトハナヒカ／答 江崎ニ金ヲ渡シタコトハアリマセヌ／三二問 被告ハ横田虎彦トハ古ヒ知合カ／答 ソーテス／三三問 明治四十年十二月頃官營問題ノコトニ付イテ横田方ヘ盡力シテ呉レト云フノテ度々往キハセヌカ／答 二三度參リマシタカ留守テ一度モ面會致シマセヌ／三四問 夫レハ官營業カ成立スル様ニ盡力シテ

呉レル様頼ミニ往ツタノテハナヒカ／答 左様テハアリマセヌ／三五問
 左スレハ何ンテ往ツタカ／答 官營案カ出タラハ模様ヲ知ラセ（テ）下サ
 イト頼ミニ往ツタノテス／三六問 横田ハ被告カ來タ時ニ官營案カ成立セ
 ネハ會社ハ困ルカラ成立スル様盡力シテ呉レト云フタト申立ツルカ如何／
 答 ソンナ事ハアリマセヌ／三七問 尚横田ハ其後モ一度許リ被告カ來テ
 官營案ニ賛成シテ呉レル様ニト頼ント申スカ如何／答 夫レハ砂糖商組
 合ノ代表者トシテ横田ヘ參リ税法整理案カ出タラハ砂糖税ヲ甲種税ニ組入
 レテ下サイト頼ミニ參ツタノテス／三八問 然シ横田方ヘ同年十二月下旬
 ニ官營案ニ盡力スル爲メ一万圓ノ金ヲ渡シテアル趣タカ被告ハ知ラスト云
 フノカ／答 ソーテス存シマセヌ／三九問 咄シモ聴カヌカ／答 承リマ
 セヌ／四〇問 横田ノ方ハ被告カ懇意タカラ被告ニ話シテ纏メテ貰ツラ
 （タ）後トカラー一万圓ヲ届ケタト今田秋山等ハ申立ルカ如何／答 一向ソ
 ンナ事ハ存シマセヌ／四一問 其頃被告ハ幾日位ノ間東京ニ來テ居ツタカ
 ／答 私ハ東洋製糖ト臺灣鐵工會社トニ關係シテ居リマスノテ始終東京ニ
 居リマス／四二問 四十年暮カラ四十一年三月迄ノ間テハ幾日位東京ニ居
 ツタカ／答 其議會ノ間ニハ島渡歸ツタリ又タ來タリシテ半分位ノ間ハ東
 京ニ居リマシタ／四三問 其前年即チ三十九年十二月カラ四十年三月ニ亘
 ル二十三議會ニハ砂糖法ノ改正案カ政府カラ提出サレタニ付テ日糖會社ニ
 テハ非常ノ運動ヲシタ様タカ夫レハ被告モ知ツテ居ルカ／答 私ハ夫レハ
 四十一年五月ニ至ツテ初メテ十萬圓余ヲ使ツテ臺灣ノ起業費ニ組入レテア
 ルト聽イタノテ秋山等カ金ヲ使ツテ運動シタコトハ相談ヲ受ケス更ラニ存
 シマセンテシタ／四四問 戻税法案ノ出タ時即チ明治四十年一月中旬頃ニ
 坂本町ノ銀行俱樂部ヘ重役一同集ツテ臺灣製糖側ニ反對ノ運動ヲスル爲メ
 重役會議ヲ開ヒタ時被告ハ出席ハセサリシカ／答 夫レハ會議カアツタ様
 ニ思ヒマス／四五問 其時ハ如何ナル決議ヲシタカ／答 其記憶ハアリマ
 セヌ／四六問 運動ヲスルニ付イテハ相當ノ金ヲ使フト云フ事ト其實行方
 法ハ磯村秋山ニ一任スルト云フ決議ヲシタノテハナカツタカ／答 何ウモ

左様ナ記憶ハアリマセヌ／四七問 多少ノ運動費ヲ使フコトハ何人モ異議ナカリシ所ナルモ十万圓餘モ費消シタコトヲ後日發見シタ譯テハナヒノカ／答 運動費ヲ使フト云フ（フ）決議ハアリマスマヒ後ニ至リ十万圓餘欠陥カアルコトヲ馬越カ發見シ不都合タトテ非常ニ立腹シテ居リマシタ／被告人 伊藤茂七／右讀聞セタルニ相違ナキ旨申立署名シタルモ被告ハ印形ヲ持參セサルニヨリ捺印セシメス／裁判所書記 松島虎之助／豫審判事 原田鐵／右ハ原本ニヨリ此謄（謄）本ヲ作ルモノナリ／明治四十二年四月二十二日／於東京地方裁判所／裁判所書記 松島虎之助」（『日糖事件豫審記録前編』377-386頁）。

第三回訊問は1909年（明治42年）4月29日に行われた。「被告人伊藤茂七第三回調書」は次のとおりである。「第三回調書／被告人 伊藤茂七／右被告人ニ對スル文書偽造行使委託金費消瀆職法違犯事件ニ付明治四十二年四月二十九日東京地方裁判所ニ於テ／豫審判事 河島臺藏／裁判所書記 中島信一／列席ノ三豫審判事ハ前回ニ引續キ前記被告人ニ對シ訊問ヲ爲スコト左ノ如シ／一 問 瀆職法違犯被告事件ニ付キ主トシテ取調ヲスルカラ左様承知セヨ／答 承知致シ升ス／二 問 明治三十九年十二月カラ翌年ニ掛ケテノ議會開會中ニハ毎月一回位ニ上京シテ居タテアロウ／答 左様テス毎月一回位ハ重役會議カアリマスノテ其都度上京シテ居リマス多イ時ニハ月ニ二回モ重役會議ノアル時モアリマス／三 問 只今聞タ時既に上京シテ居レハ自然ニ戻税法案ノ議會ニ提出セラレテ居リ夫レカ爲メ會社ニ於テ運動シテ居ルト云フコトハ耳ニシテ居タノテアロウ／答 左様テス耳ニシテ居リマシタ／四 問 夫レハ如何ナル運動ヲスルト云フコトテアツタカ／答 運動ノコトハ私ハ知りマセヌ／五 問 被告カ取締役ヲシテ居ル會社ノ事ニ關スルコトテアルカラ運動ノ方法ヲ聞カスト云フコトハナイ筈テハナイカ／答 専務常務ニ任シテアリマシタカラ詳シイ事ハ存シマセヌ／六 問 詳シイ處テナクトモサツシタ處テヨイカラ申立ヨ／答 戻税法案カ通過シナイト困ルカラ幹部ノ方テ運動スルト云フ事シタ夫レ（龍法 '17）49-3. 70（720）

テ詳シイ事ハ存シマセヌ／七 問 幹部ノ人カ如何ナル運動ヲスルト云フ
 コトテアツカサツトシタ處テヨイカラ申立テ見ヨ／答 後トカラ金カ大
 變要シタト云フコトハ聞キマシタ運動ノ方法ハ聞キマセヌテシタ／八 問
 運動スルニ付テハ只テハ出來ナイト云フ事ハ運動ヲスルト云フ事ヲ聞イタ
 時ニハ合點シテ居タノデアロウ／答 私ハ書類ヲ出ス位ナ事テ金カ要ルト
 云フ様ナ事ハ感付イテ居リマセヌ／九 問 夫レテハ如何ナル書類ヲ何處
 ヘ出スト云フ事テアツカ／答 夫レハ幹部ニ任セテアツカカラ判リマセ
 ヌ／一〇問 取締役ト云ヘハ被告モ矢張り幹部ノ一人テハナイカ／答 私
 ハ取締役テハアリマスカ専務常務カ幹部トシテ遣テ居リマシタ／一一問
 戻税法案通過ノ爲メニ衆議院議員ニ分配シタ費用及ヒ其附屬費ヲ合計スレ
 ハ十二万二（千）二百圓トナリ此帳簿ニ朱ニテ「レ」印カ付ケテアル金額
 ニ相當スル様タカ如何 此トキ押第七八八號ノ三ノ一ノ内十五頁乃至十八
 頁ヲ示ス／答 私ハ取締役ノ肩書アルニモ不拘左様ナ帳簿モ見ス其支出ヲ
 知ラナカツタノハ重々申譯ナイ次第テス／一二問 十二万二千二百圓ノ内
 其支出カ此傳票ノ控ヘノ通り支出サレテ居ルカ如何 此トキ同號ノ一二二、
 一二三ヲ示ス／答 只今初メテ拜見シタ様ナ次第テ誠ニ申譯ハアリマセヌ
 ／一三問 十二万二千二百圓ノ金ハ如何様ニ切落シタノカ／答 存シマセ
 ヌ／一四問 百斤（斤）ニ付六圓十四錢ノ原料ヲ六圓三十七錢ニ値増ヲシ
 テ其増額ヲ切落シタト云フコトテハナイカ／答 左様ナ事ハ存シマセン私
 ハ今ニ計上シテ残ツテ居ルコトト思フテ居リマス／一五問 被告ハ磯村ノ
 妾宅ハ官營問題ノ爲メニ金三万圓ヲ持ツテ行タト申立ル者カアル左スレハ
 被告カ第一回取調ノ際申立タ事ト相違スル様タカ如何／答 私ハ人ハ何ン
 ト云フテモ磯村ノ妾宅ニ金ヲ持ツテ行ツタコトハアリマセヌ水明館テ三万
 圓カ四万圓ヲ二度カ三度ニ秋山ト今田ニ渡シマシタ／一六問 夫レニシタ
 處テ第一回ニ申立テタ處ト相違スルテハナイカ即チ金高カ聞ク度ニ變ツテ
 來ルノカ／答 前回ニ於テ三万圓合計テ渡シタ様ニ申上マシタノハ間違テ
 三万圓以上四万圓以下テアツタと思イマス／一七問 第一回取調ノ時ニ山

口銀行ニテ切ツタト云タ約束手形ハ之レカ 此トキ同號ノ一六、一七ヲ示／答 夫レニ相違アリマセヌ／一八問 一枚ハ山口銀行テ切り一枚ハ山口銀行ニ托シテ取立タノテハナイカ／答 二枚共山口銀行テ切ツタ様ニ思イマス／一九問 第一回取調ノトキニ枚テ五万圓内外ト申立居ルカ此手形面テハ二枚テ六万七千六百四十三圓ニナルノテハナイカ／答 左様テス前回ニ於テ申上タコトハ少々間違ツテ居リマシタ此五万二千六百四十三圓ノ内砂糖代（原料）二万六百四十三圓製糖會社ヘ賣（ママ）ツタ四千五百噸分ノ引残り代金ヲ立替金ト共ニ返還ヲ受ケタノテアルト云フコトカ手形ヲ見タノテ判リマシタ爾スルト私カ水明館テ渡シタノハ三万二千圓テアツタト云フコトカ判リマシタ一万五千圓ノ方ノ金ハ如何ナル譯テ磯村カ送ツテ來タノカ私ニハ判リマセヌカラ明治四十一年五月中磯村カ大阪ニ來タトキニ大阪支店ノ方ヘ持タシテ遣リマシタ／二〇問 二万六百四十三圓ハ砂糖原料代ノ引残りト云フコトハ何ニヨリテ判ルカ／答 夫レハ多分私宅ノ店ノ帳面ニ書イテアルト思ヒマス／二一問 被告ノ申立ノ如クスルト一万五千圓ハ磯村カ其意味ニ被告ニ宛テ、振出シタモノ、様テアルカ左様ナ事ハナイ筈テハナイカ／答 何レ其金ハ大阪支店ノ方テ入用テアロウト思フテ山口銀行テ切ツテ支店ノ方ヘ持タシテ遣タノテス／二二問 若シ被告ノ言フ如ク水明館テ渡シタ金カ三万二千圓テアルトスルト之レヲ渡シタ度數杯ハ之迄申立タ處ト相違シテ來ハシナイカ／答 度數ニ相違ハアリマセヌ／二三問 被告カ水明館テ金ヲ渡シ磯村ノ妾宅ニハ行カナイトスルト其日ハ何處ヘモ外出シナカツタカ其日ハ明治四十一年十二月二十三日ニ相當スルト云フコトテアルカ如何／答 其日テアツタカ否ヤ判然ハ申上ラレマセヌカ其頃私ハ澁澤ノ事務所テ會議カ在テ其歸途酒匂ト共ニ京橋ノ銀座附近ノ水産會社ノ跡ヲ只今ノ日糖ノ假事務所ニ借受ケヨウト云フノテ見ニ參ツタコトカアリマス／被告人 伊藤茂七／右讀聞ケタル處無相違旨申立自署シタリ／裁判所書記 中島信一／豫審判事 河島臺藏／右臆本ナリ／明治四十二年四月二十九日／於東京地方裁判所／裁判所書記 荒川滿政」

（『日糖事件豫審記録後編』208-214頁）。

第四回訊問は1909年（明治42年）5月1日に行われた。「被告人伊藤茂七第四回調書」は次のとおりである。「第四回調書／被告人 伊藤茂七／右被告人ニ對スル文書偽造行使委託金費消瀆職法違犯事件ニ付明治四十二年五月一日東京地方裁判所ニ於テ／豫審判事 河島臺藏／裁判所書記 中島信一／列席ノ上豫審判事ハ前回ニ引讀（續）キ前記被告人ニ對シ訊問ヲ爲スコト左ノ如シ／一 問 今日モ被告カ官營問題ニ付キ立替ヘタト云フ金高ニ付キ開度ノテアルカラ其旨ヲ了セヨ／答 承知シマシタ／二 問 澁澤男爵ノ事務所ニ申合書ト云フ書面ヲ作ル爲メニ何回寄タカ／答 一回テアツタト思ヒマス／三 問 一回テハナイ其前日ニモ一回當テ居ルテハナイカ／答 私ハ一回寄タ丈ケテアルト思ヒマス／四 問 初メ一回寄タトキハ澁澤男爵カ出ラレナカツタノテ早ク解散シ更ニ一回寄テ申合書ヲ作成シタト云フコトテハナイカ／答 二回寄ツタ覺ヘハアリマセヌ／五 問 二回寄ラナケレハ五度位モ寄りハシナイカ／答 左様ニ寄りハ致シマセヌ／六 問 然ラハ何度寄ツタカ／答 一回丈ケハ確カニ覺ヘテ居リマスカ明治四十年十二月二十四日テアツタト思ヒマス／七 問 其時申合書ト云フモノヲ作ツタテアロウ／答 左様テス爾シテ調印致シマシタ／八 問 申合書ト云フモノハ何カ／答 政府ニ於テ増税スルナラハ反對シナケレハナラナイ又タ政府ニ於テ官營ニスルト云フ事テアレハ値段カ高ケレハ賣テモ貧シキ事夫レテ會社カラ進ンテ野卑ナ運動ナトハシナイト云フコトテ極メタルモノテス／八 問 其申合書ハ之レタロウ 此トキ押第七八八號ノ五ノ内申合書ヲ示ス／答 左様テス夫レハ相違アリマセヌ／一〇問 斯様ナ申合ヲシテ置キナカラ此歸途被告ハ磯村宅ヘ寄タテアロウ／答 其日私ハ磯村宅ヘ寄りハ致シマセヌ／一二（一一）問 之レ迄ハ十二月二十三日ニ磯村ノ宅ヘ寄タモノ、如ク聞テ置タカ此二十四日コソハ澁澤カラノ歸途磯村宅ヘ寄ツタト云フコトハ確實ノ様テアル／答 二十四日ニ磯村宅ヘ寄タコトハトウモ記憶カアリマセヌ／一二問 夫レハ甚タ敷怪敷ト思ハルニ

此處へ集會ノ（シ）タ者ノ内數名ハ確カニ磯村ノ宅へ行タ被告モ其一人テアルト云フ者ハアルカ如何／答 全ク行タコトハアリマセヌ／一三問 爾シテ融通シテキタ金ハ被告ハ三万二千圓テアルト申立居ルカ矢張り四万圓ヲ二度ニ支出シテ居ル様タ／答 私ハ三万二千圓丈ケハ融通シタ覺ヘハアリマスカ其他ニハ覺ヘカアリマセヌ／一四問 官營問題ノ爲メニ被告カ立替ヘタト云フ金ヲ支拂フ爲メニ會社カ被告カラ砂糖原料ヲ買タ體ヲ装ツタノテアルト申立ルモノハアルカ如何／答 左様ナ事ハアリマセヌ事實原料ヲ四千五百噸賣（買）タニ相違アリマセヌ／一五問 四千五百噸ト云ヘハ俵數ハ何程ニナルノカ／答 約八万俵位ニナルノテス／一六問 一俵何程テ賣（買）ツタカ／答 一俵六圓二三十錢位テシタ／一七問 六圓二三十錢ヲ賣買スルト云フ事ハ誰ト契約ヲシタ／答 磯村ト致シマシタ／一八問 夫レハ何時カ／答 夫レハ忘レマシタカ明治四十年ノ十月カ十一月頃テハナカツタカト思ヒマス／一九問 左様ナ値段テ左様ニ多クノ俵數ヲ置（買）タ事ハナイ様ニ磯村ハ申立ルカ如何夫レタカラ此賣買ト云フコトハ假裝事實テアルト他人カ云フテモ仕方ハアルマイ／答 事實原料ヲ賣買シタニ相違アリマセヌ／被告人 伊藤茂七／右讀聞ケタルニ相違ナキ旨申立自署シタリ／裁判所書記 中島信一／豫審判事 河島臺藏／右謄本ナリ／明治四十二年五月一日／於東京地方裁判所／裁判所書記 荒川滿政」（『日糖事件豫審記録後編』289-293頁）。日糖の金庫番、伊藤茂七の「算用」についての証言である。

19-3 伊藤茂七の公判における陳述

1909年（明治42年）5月25日、日糖前重役（磯村音介、秋山一裕、伊藤茂七）は東京地方裁判所の第一回公判において申し立てた。磯村音介は贈賄が代議士から要求されたものであると証言している（『新聞集成 明治編年史 第十四卷』99-100頁）。秋山一裕は贈賄の詳細について言及している（『新聞集成 明治編年史 第十四卷』100頁）。

伊藤茂七は公判において次のように陳述している。磯村音介や秋山一裕に資金を立て替えたことはあるが、現金供与には関与しなかったと申し立てている。「[五・二六、東朝] 日糖重役の罪案／（略）／▲伊藤茂七自分は卅九年十一月以來會社の取締役となりしも、明治四十年十二月中砂糖官營問題に關し、政友會議員に交渉の上現金並に成効金數十萬圓を與ふるの運動に干與せしことなし、尤も四十年十二月より翌四十一年一月中に亘り磯村、秋山に對し、木挽町水明館に於て三萬圓を用立てしとはあり、右三萬圓の費途に就ては更に知らず、且之に對しては自分は常に砂糖代として會社に對し廿萬圓位の借金あるより、磯村、秋山等の言にまかせ之を立替たるが、斯る關係なるを以て證書杯取することは出来ざりしなり、其後四十一年五月頃磯村より三枚の約束手形を大阪山口銀行に送り越せしが、一萬五千圓餘分なりしを以て直に磯村に返付したり。／▲澁澤男爵の事務所に會合せしは一回丈にて、其際申合書を作成したり、其は政府に於て増税するならば反對しなければならぬ、又政府に於て官營にすると云ふ事ならば、値段が高ければ賣るはよけれど、其れが爲會社より進んで野卑なる運動杯せざる事を取極たるものなり。／▲磯村と契約して一俵六圓二十三（二三十）錢にて約八萬俵、即ち四千五百噸を買入れたるは事實なるも、官營問題の爲め自分より立替へたる金の支拂ひをうくる爲め假裝したるにあらざるは事實なり。／▲自分は横田虎彦を訪問し、砂糖商組合代表者として、税法整理案提出されたらんには、砂糖税は甲種税に組入れられたしと依頼せしことあるも、一萬圓を横田に渡せし事は更に知らず、更に四十一年五月に至り初めて會社に於て十萬圓餘を使用し、臺灣起業費に組入れたることは聞きしも、運動費に使用したりとの事は自らに相談をうけざるを以て更に知らず。／▲右運動費十萬圓餘費消したる事實は、後に至り馬越が之を發見し不都合なりとて非常に立腹したる事實あり。／▲尚自分より秋山に貸與したる三萬圓を横田、松浦、澤田等にやりたりとの事は全く知らざりし云々」（『新聞集成 明治編年史 第十四卷』101頁；『明治ニュー

ス事典 第八巻』434頁)。

19-4 伊藤茂七の「狂態」

伊藤茂七は公判により精神を攪乱させられた。1909年(明治42年)11月26日、最終弁論の日、伊藤茂七が「發狂」したと『報知』は報道している。これは日糖事件裁判における伊藤茂七の様子を詳細に取材した貴重な記事である。「日糖事件／重役伊藤茂七／突如法廷で發狂／[一一・二七、報知]／△突如如肌を脱ぐ／日糖重役の被告伊藤茂七(四十)は廿六日法廷に發狂せり、同日は日糖事件の最終辯論として、午前より午後に引續き、鶴澤博士、花井博士等の法理辯論ありしが、時午後三時頃なりき、花井氏は幾多の論陣を布き、検事の商法犯と刑事犯を混同せるを縦横論議し、最後刑罰論に入り、検事が餘りの嚴刑要求に對し、亦一矢を酬ふ可く、聲を嗷らして其暴刑の却て制裁ならざる可きを論じ見よ秦の商王(軼)が酷刑を制定し、終に其酷刑の爲めに國滅ぶるに至れるに非ずやと、勵聲一番其譬喩を説き來りし刹那、すぐ花井氏の直下に瞑目打伏し勝に控へ居れる彼れ伊藤茂七は如何にしけん、急に尤もだ尤もだと連呼しつゝ、怒鳴り上り、裁判長の方を向き、此の伊藤茂七は日糖會社より鑑一文も私しません、其に斯云ふとは何事で御座いませうと叫ぶかと思ふ間に、隣接せる秋山被告を捉へ、ナー君磯村は東京の伊藤茂七ぢや、俺は大阪の磯村音助(介)だー共に一株だつて會社を思ふて賣たのぢやないか、何が犯罪や馬鹿などをと、今度は双肌廣げて法廷に、或は分らん分らん残念無念忤連呼し狂ひ上り飛上り亂暴を働くに至れり、保釋出獄にて看守一名の立會なき場合なるより、夫つと計りに廷丁起ち尚辯護人等加勢して押へ付け鎮むれば、無殘や茂七の顔色は土の如く變じ、兩眼は見る見る凄き迄に据り口より泡を吹き、眞の狂人と化し居れり、斯くて花井氏は裁判長に對し中止を乞ひ、廷外に伊藤を宥めすかしつ拉し去りしも、彼は尚も寄集る傍聴の群衆を相手に或は辯護士並に他の被告等を相手に、裁判長といふ者は公平なやうな、陛下の(龍法 '17) 49-3. 76 (726)

御座す處は何方かいなアー拜まして呉れ杯叫び、何貴様がなど尚も狂ひに狂ふより、花井氏は懇ろに介抱し辯護士控處に入り、暫時靜かにせしむる處あり、夫より公判は全部閉廷して、伊藤を旅館木挽町水明館に迄辯護人の鵜澤博士伴ひ行くととなりたり。／△二重橋で土下座／斯くて鵜澤博士は伊藤を伴ひ裁判所を出で、門前に控へたる人力車を呼び之に乗らしめんとせしも、彼は拒み突如として、外套を脱ぎ帽を取り、片手に扇子を持ち、恭しく皇城を拜して何やら叫ばんとし、鵜澤氏は茲は裁判所故拜するなら表へ出てからするが良いと注意せしに、然らば二重橋迄行かんと彼は俵の蹴込みをとらし、帽と外套を脱ぎし儘膝掛けをも脱らしめ、四時半櫻田門指して鵜澤氏とともに二重橋に向ひしが、行く道道にても彼は車上にふん反りて手を舉げ足を踏みて危険云ふべからず、漸くにして櫻田門に到るやヒラリと車より飛下りたれば、鵜澤博士も續いて其後を追ひ、氣を靜めよと勧めつゝ、二重橋前に差蒐るや、伊藤は砂利の上に端座し、何事か口の中に呟きながら頭を垂れしが、今度頭を擧げた時は哀れや此狂へる茂七の双頬には涙痕潜々として流れ居たりき、折から幸に乗捨てし人力車も追附きたれば、鵜澤博士は車夫に力を添へて之を扶けのせ、彼が旅館なる水明館へ送り届けたり。／△歸宅後も躁狂す／是より先公判廷の傍聽席には、伊藤の實弟にして、横濱に藥劑師をなせる當麻音松氏、元日糖社員として最も伊藤と昵懇なりし山野井高景等は、伊藤の保護を鵜澤博士に托して一足先に旅館水明館に歸り、一方大阪に電話を以て發狂の旨を報じ置き、一方山田鐵藏博士に來診を乞ひしに、五時頃に至り伊藤は鵜澤、花井博士に介抱せられ歸宅せしが、躁狂尚ほ止まず、或はゲラゲラと高く笑ひ或は噫養父に濟まぬと泣き、殆んど手の附けられぬに、取り敢へず精神の鎮靜を待つに若かずと看護を怠らざる處に、遽て山田博士來館したり、博士は病名を斷定せず、唯頃日の不眠と元來の神經質と身に餘る心配とが一時に逆せ來りて、此結果をなせしものに相違なく、此發狂が一時的か永久的かは、頗に斷ずる能はざれとも彼の兄も精神病に罹りし事ありと云へば、精神病

の系統あるに相違なしとなり、兎に角同夜は睡眠剤を與へ安眠させ、其經過を見て入院治療すべきか否かを決すべし、勿論今日の公判には出席覺束なかるべしとの事なり。／△酒匂の墓前に泣く／伊藤の保釋を許されて出獄せるは廿日午後四時半にして、八箇月間の長き入獄の苦痛は、全く其俵を一變せしめ居たり、彼は監獄の正門を出ると共に「是非酒匂さんの墓へ一緒に行て呉れぬか」と語りしも、「既に日も暮れたれば明日にし給へ」と無理に引き留め水明館に連れ行きしが、同旅館には既に彼の愛兒當年六歳の義雄（茂雄）が八ヶ月目に父に逢ふべく出京して、今か今かと待ち焦れ居たる處なりしかば、愛兒は父の姿を見るや慕しさに堪へかねて抱き付き、「父様」と一言呼び立てたりしが、此絶て久しき再會に、彼の双眼は見る見る内に露を宿し、胸中は不安に掻き亂されたり、斯て氣が鎮りたる後、彼は風呂に入り晚餐の箸を取りたるが、食事中は女中お夏（十九）に向ひ獄中缺さず差入して貰つた禮を述べたりしが、其夜は嗜める酒も一滴だに口にせず、養父に濟まぬ濟まぬを云ひ續け居たり、夜が明けると直ちに床を飛出し、障子を開け放して長火鉢の前に端座し、貰一本も喫まず、默然と何事か考へに耽り居たり、次の二十二日の日には早朝に起出で朝食を終ると共に、早朝山野井と電車に乗りて青山墓地に自殺したる酒匂博士の墓に詣でたり、酒匂の墓！嗚呼酒匂は悲壯の最後を六連發の銃聲に残して自殺せる屍を横へ居れるなり、美麗な花を手向けて呢と墓石を凝視め居たる彼の双眼には、見る見る悲痛の熱淚滂沱として流れ「噫、濟まぬ濟まぬ」と男泣きに泣き叫びたり、其歸途更に酒匂家を麻布霞町に訪ひ、夫人に面會して奥まりたる一室に姑く何事か語りつつありたるが、其の内に夫人と伊藤とが泣く聲頻りに室外に漏れり、同家を辭するに當りて見返りつ、「あゝ酒匂（匂）さんを殺した」と恠しき一言を漏らしたり」（『新聞集成 明治編年史 第十四卷』174-175頁；『明治ニュース事典 第八卷』445頁）。

「發狂」と描写されたが、そこには伊藤茂七の偉丈夫な意思が窺われた。

狂態は故意かどうか分らない。「被告人の伊藤茂七氏法廷にて突然大聲を發し狂態を演ず（略）或人は發狂を故意に装ひ居るものと評せしも予は然らず、餘りの苦痛に精神に異狀を生じたる事疑はず」（北井波治目『自叙傳』66頁）。「伊藤重役發狂す」（小島直記『日本を震撼させた經濟事件』115-116頁）。精神の苦痛は狂態として現れたが、これに堪える伊藤茂七の強靱な意志には「お天道様が見てござる」「大阪立身負けるが勝ち」そして「敗者は復活する」という船場商人の商訓があった。伊藤茂七は酒匂常明の墓参りをした。それは「節義廉恥」という人間の道であり、「礼儀と挨拶 仕事のいろは」という商人の心得である。「發狂」の最中、伊藤茂七は裁判後の「それから」に思いを馳せていたのである。

19-5 判決と事由

1909年（明治42年）12月6日、重役関係第一審判決（主文）は次のとおり（抜粋）である。「判決（略）主文／被告磯村音介を重禁錮四年に処す／被告秋山一裕を重禁錮三年六月に処す／被告伊藤茂七を重禁錮二年に処す但裁判確定の日より満五年間刑の執行を猶予す」（『日糖事件』513頁）。伊藤茂七は重禁錮二年で執行猶予五年を付けられた。

判決の「事実及理由」は五点である。判決文の該当箇所は詳細な数字が列挙され煩雑なので、雨宮昭一「日糖事件」による要約（抜粋）を紹介する。「判示事由は五点に集約され、その第一は、秋山、磯村、遠藤が明治四十一年度の決算において、実際の利益は十万三千円余にすぎないものを九十五万三千円余の利益があつたのごとく装つて会社の文書を偽造した事。／第二は、磯村、秋山、高津、伊藤らは「戻税法案」を成立させるために代議士に贈賄するなどの運動をなし、そのため会社の金を小切手の偽造によつて交付を受け費消し、その小切手振出のため「台湾起業費」に支出するごとく装つて、会社名義の仮払勘定元帳に虚偽の記載をなして行使した事。／第三は、磯村、秋山、伊藤、福川、恒川が、「官営問題」のため代

議士に贈賄をなした事。／第四に、秋山、磯村ならびに同会社と「懇意なる候補者」の選挙運動費調達のため、秋山、磯村は銀行より小切手を振り出す際に銀行員を「取締役の業務執行上正当なる権限内において適法に発行せられたるが如く誤信せしめ」、その交付を受け、贈与、費消した事。／第五に、伊藤が立て替えていた「官営問題」の運動費ならびに同社の仮払勘定となっていた選挙運動費を会社の負担とするために、磯村、伊藤は共謀して約束手形を偽造し、伊藤は銀行よりその割引額の交付を受け、磯村は同社名義の文書に右の金を会社業務のために支出したかのごとき虚偽の記載をして行使した事となつている」（『日糖事件』500-501頁）。

判決理由によれば、南谷知悌検事が提起した控訴理由の一部は認められなかった。「日糖重役第一審判決」（『東京経済雑誌』1909年12月11日）は判決理由要領について次のように指摘した。「會社の預金を取り出せるは依托金費消即ち横領罪を構成せず」「小切手、約束手形の偽造行使は證憑充分ならずとすべし」「小切手、約束手形偽造行使、依托金費消も亦證憑ならず」。小切手・約束手形の偽造行使、委託金費消の罪は充分には立証されなかった。「被告」たちの小切手・約束手形の振出行為は「私利」行為ではなかったのである。

捜査を担当した東京地方裁判所検事局は平沼騏一郎東京控訴院検事長代理（司法省民刑局長）、松室致検事総長、小林芳郎検事正、南谷知悌主任検事等から成っていた。検事局の「初めての」捜査であった。他方、弁護士は錚々たる面々から成っていた。最終弁論を担当した弁護士は「在野法曹の双璧」と謳われた鶴沢博士（鶴沢總明）と花井博士（花井卓藏）であった。当時最強の弁護団であった。「花井が咲き誇る桜花であれば、鶴沢は馥郁たる梅花であるといえよう。（略）花井と鶴沢が轡をならべて第一線に立つたのは、日本弁護士史上空前の壮観であつた」（石川正俊『鶴沢總明』87頁）。この二人の先輩になる弁護士が江木衷であった。江木衷の弁論は、日糖重役（秋山、磯村）は賄賂をしただけである、文書偽造行（龍法 '17）49-3, 80（730）

使も委託金費消も成立しない、と明解であった。「此秋山が本件に付ての罪は何かと云ふと、唯代議士に賄賂をやつたと云ふに過ぎない、偽造と云ふも、委託物費消と云ふも、何も理論の上で罪が成りたない、(略)殊に舊法時代では、賄賂をやつた者は罰せぬと云ふことになつて居る」(江木衷「日糖事件の辯論」374-376頁)。つまり処罰の根拠は賄賂の授受、瀆職法違反だけである。したがって江木衷弁護士の立論によれば、贈賄行為に関与していない伊藤茂七は無罪である。

19-6 藤山雷太社長の就任

1909年(明治42年)4月27日、藤山雷太は社長に就任した。「明治四十二年四月二十七日、我が藤山社長は其跡始末を引受けて就任し鋭意整理の完成に努」めた(『日糖最近十年史』2頁)。渋沢栄一の詮衡により藤山雷太が社長に指名された(『澁澤栄一傳記資料 第十一巻』317頁)。「渋沢に社長就任を懇望され、総会一時間前になって決然として承諾したが、そのとき藤山はまさに死の決意を固めたのである」(小島直記『株式会社物語 I』211-212頁)。政府は一転して藤山雷太社長の日糖を支援した。藤山雷太社長による日糖再生の成功は政府(とりわけ大蔵省)からの支援があったからである(『日本糖業發達史(人物篇)』268頁)。当時、若槻禮次郎が大蔵次官であった。若槻禮次郎は大日本製糖二十五周年祝賀会における挨拶で、大蔵省が日糖に対して「手心を加えた」ことを証言した(西原雄次郎編『二十五周年祝賀會誌』68-69頁)。若槻禮次郎は日糖の税金滞納を大蔵省の「職務怠慢」として見逃すことが当時の政府の方針であったことを自伝で告白している(『若槻禮次郎自傳』166-168頁)。

他方、酒匂常明前社長の最期は悲惨であった。1909年(明治42年)7月11日午前6時30分、酒匂常明前社長は自邸において短銃で自殺した(『今昔物語 砂糖の巻(十四)』)。酒匂常明は紅血断腸の遺言を残している(石川梯次郎『糖界功罪史』96-97頁)。日糖事件後、渋沢栄一は酒匂常明

を社長に推挙したことの不明を恥じている（『澁澤栄一傳記資料 第十一卷』335頁）。酒匂常明は有能な農務官僚ではあったが、経理が不得手で、民間会社の経営者としての資質を欠如していた。「役人は立派な人間、実業人は下劣な人間、という図式的な一種の官尊民卑思想」（小島直記『回り道を選んだ男たち』170頁）から脱却できなかった。「社長といふのは唯だ名目だけで実際の事務には深く関係してゐなかつた」（關壯（莊）一郎『政界疑獄史』152頁）。日糖社長としての自覚は薄弱であつた（参照：酒匂（匂）常明「砂糖共同経営に就て」）。

19-7 日糖事件の背景

日糖事件の背景には多様な要因が絡んでいた。一つは1902年（明治35年）10月に施行された輸入原料砂糖戻税法の延長問題である。日糖事件の発端は1906年（明治39年）に遡る。「彼等（日糖重役——川端）が明治三十九年十二月召集せられた第二十三回帝國議會開會の際輸入原料砂糖戻税法改正法律案の通過に賛成せしめんがため衆議院議員に賄賂として金圓を贈與したこと」が判明した（『今昔物語 砂糖の巻（十四）』）。

二つは台湾糖業が国内糖業を圧迫した日本糖業問題である。台湾製糖の登場は日本糖業の前途に樂觀論と悲觀論を交錯させた。台湾産を含めれば、日本の砂糖生産全体は増加した。しかし、それは内地の砂糖生産業を圧迫した。樂觀論の齋藤武次郎「糖業前途の好望」（1909年）は「關税の改正と共に東洋の市場に上るの時機に達するに至るべければ毫も悲觀するに足らざるなり」と主張している（『糖業前途の好望』9頁）。波多野承五郎（『時事新報』記者、外務省を経て、1991年に三井銀行に入行、三井銀行理事）は「議員の收賄と製糖事業」（1909年）において、台湾製糖が内地製糖業に打撃を与えたことを公然と認め、「内地精糖業が打撃を受くるは已むを得ざる所なり」と強弁している（『議員の收賄と製糖事業』24頁）。台湾製糖の砂糖生産による日本糖業の発達という樂觀論を單純に喜ぶべきで

はなかった。一知半解樓「日本産業發達の裏面」（1914年）は次のように警鐘を鳴らしている。「曰く我糖業は將來臺灣のみにて優に五億斤の産額に達す可しと（略）如上の樂觀説を振り廻さんとすれば、先ず如上の諸問題に對して充分の解決を與へた後でなければならぬ」（「日本産業發達の裏面」70頁）。しかし、その台湾糖業は「日本の糖業資本」でもあった。

19-8 不可解な日糖事件

日糖事件は、「日糖疑獄事件」とも呼称されたように、謀られた「疑獄」事件であった。芳賀泰平編『磯村音介翁傳』（1940年）には次のような証言が掲載されている。「贈収賄は反對派の間にも盛んに行はれた。（略）終に日糖側に對する一方的の檢舉に終つてしまつた」「尚、本件に連坐せる當時の進歩黨代議士神崎東藏氏は廿餘年前の記憶を辿り次の如く語つた。『その頃の政友會は與黨であつたけれども、只では言ふことをきかぬといふ與黨であつた。（略）要するに日糖事件は磯村が悪いのではない。當時の政府と政黨が悪かつたのだ（略）』。當時議員の買収は殆んど公知に等しかつた（『磯村音介翁傳』100-107頁）。神崎東藏は法学者であつた。

政友會の幹部原敬は日記（1909年4月15日）において、国会議員が拘束された直後に、贈収賄の事實を認めながら、事件は「偶発」であり政府によるものではないと政府の責任を回避する文章を遺している（『原敬日記第二卷 政界進出』352頁）。代議士が企業に賄賂を要求したという実情を認めながらも、政府には責任がない、と原敬は弁明している。しかし西村眞次編『村上太三郎傳』（1939年）は原敬の動きを次のように伝えている。「原内相は心に期するところがあつて警視廳に訓令し、日糖重役及び關係代議士に悉く私服巡查を尾行せしめて其運動を制肘」していた（『村上太三郎傳』219頁）。編者の西村眞次は新聞記者・人類学者であり、内容からすれば、本書は洞富雄（歴史学者）との共著であつた。村上太三郎は飛將軍と呼ばれた相場師であつた。

とりわけ司法省の対応は異常であった。内閣の優柔不断という状況において、司法省は実績作りの標的として日糖事件を取り上げた。司法省・検事局は事件として対応すべきかどうかの客観的判断よりも、司法省がこれを事件にして業績を上げたいという省益を優先した。当時、政財界において贈収賄事案は日常茶飯事であった中で、たまたま日糖幹部だけが生贄にされた。しかも事件全体を裏で操っていた「富豪、藩閥、政党」などは不問とされた。それは平沼騏一郎自身の回顧（証言）に明らかである。「富豪、藩閥、政党の関係で議員の瀆職事件が起つたのが所謂日糖事件である。（略）当時桂が総理大臣であった。（略）松室致が検事総長だったが、（略）桂は松室を呼んで、こんな事は迷惑するから何とかして呉れと言った。松室は桂の前へ出るとヘイヘイするので、帰つて来ると、もうやめやうと言ひ出した。すると小林芳郎検事正が怒つて、そんな事なら俺は辞職すると言つた。私は、では俺が桂に話してくると言つて桂に面会し、最初高飛車にやつた。（略）すると、それは君の言ふ通りだが、段々にやるがいい。今急にやるのは宜しくない。少し緩和してやつて呉れと言つた。（略）日糖事件は司法部として新時代を劃したものである。それまで検事局など世間に力はなかつた」（『平沼騏一郎回顧録』53-55頁）。

検事局の対応の不可解はまだあった。当時、贈収賄事案は沢山あった。どれを摘発するかどうかの判断は司法省と政府の思惑にかかっていた。それを如実に顕露したのが内外石油事件である。「内外石油」とは内油（寶田石油と日本石油）および外油（スタンダード石油とライジングサン石油）の4社である。検事局は日糖事件を捜査・摘発しながら、他方、同様の贈収賄事件である内外石油事件を捜査したが、摘発しなかった。桂首相から「捜査見合わせ」の指示があり、捜査は中断され、事件は闇に葬られた。日糖事件と内外石油事件の捜査を担当した小原直検事は『小原直回顧録』（1986年）において次のように回憶している。「発火しなかつた「内外石油」／（略）／その時桂総理の言われるには、（略）このさい檢察側は

我慢して、大局より本件を見合わせて欲しい、ということであったそうである」（『小原直回顧録』37-38頁）。桂首相の「捜査見合わせ」の指示によって、大悪（内外石油事件）は放免され、中悪（台糖事件）は不問とされ、小悪（日糖事件）だけが摘発された。「小林検事正以下東京地裁検事局の捜査担当者は憤懣やる方なかったといわれる」（三谷太一郎『政治制度としての陪審制』65頁）。その小林芳郎検事正も南谷知悌検事が担当した論告文の作成過程において「議会政治の病所にメスを加」えることに反対したのである（望月茂『小林芳郎翁傳』106-108頁）。

贈収賄事件といわれるが、金円を要求したのは代議士・政治家であった（『澁澤栄一傳記資料 第十一巻』328頁）。三井物産と台湾製糖は台糖側から国会議員に賄賂攻勢をかけていた。その三井幹部の波多野承五郎が、事件は国会議員が日糖に賄賂を要求した結果である、と認めたのである（『議員の収賄と製糖事業』23頁）。代議士は台糖と日糖の双方に渡りをつけた、すなわち収賄の仕組みを構築した。伊藤痴遊「日糖事件」（1924年）は各政党代議士が賄賂事件の元締（元凶）であったことに言及している（伊藤痴遊『隠れたる事實 明治裏面史 續編』259-260頁；『政界疑獄實話』245-246頁）。伊藤痴遊は講釈師・政治家であった。

その賄賂分配係の中心はどういう「組織」であったのか。それは融通無碍な「二日會」であった。「二日會」の存在は日糖事件前後すでに知られていた。裁判中の1909年（明治42年）7月に出版された井上與三郎『日糖事件と代議士』において、賄賂は政友会幹部と二日會に渡される（予定であった）と記述されている（『日糖事件と代議士』156頁）。政治家、關直彦は回顧録において、ある代議士の発言を引用し、日糖事件の賄賂斡旋組織「甲團體」（二日會のこと）を次のように紹介している。「數年前より政友會には〇〇會と云ふ一團體あり、（甲團體と假稱す）同志二三十人にて頗る親密にして、（略）問題毎に先づ運動費は若干、事の成れる時には報酬として若干と契約して、運動費は必ず前納せしむ」（關直彦『七十七年

の回顧」165頁)。二日会が政友会内部の賄賂幹旋裏組織であったことを村瀬信一「日糖事件の諸条件」(2007年)は解明している。

法律案をめぐるのは台糖派と日糖派が賄賂合戦を熾烈に展開した(『澁澤栄一傳記資料 第十一巻』332-333頁)。司法省は日糖側贈収賄事件だけを摘発の対象にした。別決するなら台糖と日糖(さらに内外石油)を含め全体を事件の対象にすべきであった。台湾製糖側は戻税法案反対のために政友会代議士に賄賂攻勢をかけた(西村真次編『村上太三郎傳』218頁)。代議士買収工作を開始したのは台湾製糖側であった(若月保治『政治家の犯罪』1924年)。若月保治は劇作家若月紫蘭である。日糖側弁護人に江木衷がいた。江木衷は元官僚で弁護士となり、学者としても活躍した。江木衷弁護士は台湾製糖を支援する政府と「権門豪族」を糾弾している(雨宮昭一「日糖事件」499頁)。

伊藤茂七は不覚にも日糖事件の発生を予知していなかった。青天の霹靂である。日糖重役の拘束は彼等にとって「青天の霹靂」であった。「青天の霹靂の如く起つたのが、磯村前専務、秋山前常務等に対する裁判所の檢舉事件である」(松下傳吉『人的事業大系 飲食料工業篇』5頁)。1908年(明治41年)末、伊藤茂七は大阪財界で大きな地位を占めることになった。1908年(明治41年)12月20日、伊藤茂七は大阪株式取引所理事に当選し、1909年(明治42年)1月16日に理事就任を認可された(塩川藤吉編『大株五十年史』421頁)。まさにその時、日糖事件が勃発したのである。伊藤茂七は理事としての仕事をする事もできず、1909年(明治42年)5月28日に理事を辞任した。大役を果たせずに退任を余儀なくされた。

実際、日糖事件は伊藤茂七にとって運命を左右する出来事であった。それは『日本紳士録』にも反映された。『日本紳士録』(1909年12月)には伊藤茂七の名前がない。伊藤茂七の名前が再登場するのは1910年12月版である。伊藤茂七は「砂糖商」に戻った。「伊藤茂七 砂糖商、東區南本町二ノ一五●九三五×七二七▲長東四六〇長東五九五」(『日本紳士録』1910

年)。「伊藤茂七 砂糖商、東區南本町二ノ一五●三七四×四三七▲長東四六〇」(『日本紳士録』1911年)。「伊藤茂七 砂糖商、東區南本町二ノ一五●一六六×四四七▲長東四六〇」(『日本紳士録』1912年)。その後、共立物産株式会社取締役が主たる肩書になった。出資額は第三位になっていた。「大株主四壺〇横井藤四郎、參七七尾崎清七、參七參伊藤茂七、參四八西尾小五郎、參〇〇藤田助三郎」(帝國興信所『帝國銀行會社要録 第一版』1912年)。その後、取締役就任し、伊藤茂七の活動は共立物産株式会社を拠点にしていた。「伊藤茂七 共立物産株式會社取締役、砂糖商、東區南本町二ノ一五●六三▲長東四六〇」(『日本紳士録』1913年)。「伊藤茂七 共立物産株式會社取締役、東區南本町二ノ一五●九九▲本四六〇」(『日本紳士録』1914年)。「伊藤茂七 共立物産株式會社取締役、砂糖商、東區南本町二ノ一五●一一一▲本四六〇」(『日本紳士録』1915年)。「伊藤茂七 共立物産株式會社取締役、砂糖仲立株式會社監査役、砂糖商、東區南本町二ノ一五●一一六▲長東四六〇」(『日本紳士録』1916年)。

日糖事件は經濟界に多大の影響を与えた。1909年(明治42年)3月18日、藤本ビルブローカー銀行は破綻した。その最大の被害者は伊藤茂七であった(『大和證券60年史』46頁)。

さらに砂糖商全体の問題があった。伊藤茂七は砂糖商に戻って活動を再開したものの、砂糖商をめぐる全般的状況はますます困難になりつつあった。糖業界の主導権は製糖会社に移行しつつあったのである(大島久幸「砂糖流通過程の錯綜性とメーカー主導型流通機構の形成」)。

日糖事件は明治期の終焉を告げた。草柳大蔵「代議士大量逮捕」(1984年)は次のように擧げている。「日糖事件で有罪となった代議士のほとんどは、出獄後政界を去り、故郷さえ離れていった。(略)明治の熱い政治の季節は、まさに終わりを告げつつあった」(『代議士大量逮捕』224頁)。これに比して、有罪とされた日糖重役のほとんどはその後、經濟界で復活していった。日糖事件は明治期から大正期へ時代を画する大事件であった。

20 大阪砂糖商（7）：1909～1914年

1909年（明治42年）12月15日、28名の砂糖商は「阪神糖業組合」を結成した。役員は藤田助七が組合長、宮城莊兵衛が相談役であった。

1910年（明治43年）10月、「臺灣糖業聯合會」が組織された。これはその後、「糖業聯合會」と改称された。日本の糖業は台湾の糖業に支配されることになった。矢内原忠雄『帝國主義下の臺灣』（1929年）は「臺灣糖業帝國主義」と名付けている（『帝國主義下の臺灣』302-303頁）。台湾総督府の木藤材二は「内地市場に於ける臺灣糖の地位」において「本島粗糖會社が一步を進めて内地精糖會社を併合」することを主張した（『糖業世界』1911年3月、11頁）。

1910年（明治43年）10月、太田清次郎編『大阪商工案内』が刊行された。商工人の住所・電話番号・人名が掲載されている。伊藤茂七商店は「東區堺筋南本町北 東三（五）九五 伊藤茂七」と記載されている。同書で紹介された大阪「砂糖及糖業」商は43商店・会社である（『大阪商工案内』72-73頁）。「農商工準則組合」では「砂糖商組合」と「砂糖問屋業組合」が紹介されている。[なお、これ以降、砂糖商の名前の紹介は割愛する]。

1910年（明治43年）、「沖縄製糖株式會社」が設立された。大日本帝國政府と沖縄県は1906年（明治39年）に西原製糖工場を建設した。この西原製糖工場が払い下げられ、「県外資本」（安里進他『沖縄県の歴史』270頁）の支援を受けて、沖縄製糖株式会社となった。県外資本とは大阪・東京の砂糖商である。1908年（明治41年）11月、大阪と東京の砂糖商が大阪で会合を開催し、「沖縄製糖会社発企計画」を発表した。会合の出席者は大阪から伊藤茂七、高津久右衛門、橋本善右衛門、香野藏治、東京から磯村音介、恒川新助等であった（『琉球新報』1908年11月21日；琉球政府『沖縄縣史 第16卷 資料編6』1024-1025頁）。

1911年（明治44年）4月、大阪商業會議所議員（任期は1911年4月から（龍法 '17）49-3. 88（738）

1913年3月まで）に砂糖商の岩崎定三郎が選任された（『大阪商工会議所百年史（資料編）』244-246頁）。1911年（明治44年）7月、今北治策『交信資要』が刊行された。商工人の種類・住所・商号・人名社名・電話番号が掲載されている。伊藤茂七商店の紹介は復活をアピールしている。「内外砂糖メリケン粉直輸入販賣 東區南本町二丁目 伊藤茂七商店 長電東四六〇 五九五 電略ヲサカマルコ」。同書で紹介された大阪「砂糖」商は41商店・会社である（『交信資要』138-139頁）。

1911年（明治44年）9月、大阪商業會議所編纂『大阪商工名録』が発行された。商工人の業種・種類・取引地方販売・取引地方仕入・營業稅額・商号・氏名名称・營業所・電話番号が詳細に掲載されている。「糖類」の筆頭者（いろは順）は伊藤茂七であった。伊藤茂七商店は「砂糖（業種別） 卸賣（卸小賣製造） 内地全国（取引地方販賣之部） 大阪、臺灣各會社（取引地方仕入之部） 七二七円（營業稅額） ④（商號） 伊藤茂七（氏名又ハ名稱） 東區南本町二丁目（營業所） 長東四六〇 東五九五（電話番號）」と記載されている。同書で紹介された大阪「糖類」商は98商店・会社である（『大阪商工名録』52-59頁）。

1912年（明治45年）2月、「砂糖仲立株式會社」が設立された（『日本全國諸會社役員錄』1912年）。伊藤茂七は1916～1917年に同社の監査役を務めた。1912年（明治45年）、黒糖十一組の大茂組は解散した。

1913年（大正2年）2月、大阪商業會議所『大正二年二月 議員選舉權者名簿』が発行された。有權者の種類・住所・人名社名が掲載されている。伊藤茂七商店は記載されていない。『議員選舉權者名簿』における砂糖商は61商店・会社である。1913年（大正2年）3月、大阪商業會議所議員（任期は1913年4月から1915年3月まで）に砂糖商の岩崎定三郎が再任された（『大阪商工会議所百年史（本編）』314頁）。1913年（大正2年）5月、阪神糖業組合は砂糖商破綻問題に関して善後策を協議した（『糖商破綻善後策』『大阪朝日新聞』1913年5月9日）。1913年（大正2年）6月、平塚

貞次・秋山貢編『大正二年四月 第壹版 帝國商工名鑑』が刊行された。伊藤茂七商店は記載されていない。同書で紹介された大阪「砂糖商」は31商店・会社である（『帝國商工名鑑』56-57頁）。

1913年（大正2年）8月、大阪商業會議所編纂『大正貳年度 大阪商工名録』が発行された。これは二年前の『大阪商工名録』に続く第二号である。創刊号と比較して、「糖類」に掲載された砂糖商の構成に大きな変化が見られる。これは砂糖商が明治末期から大正初期にかけて大きく興亡したことを反映している。伊藤茂七商店は記載されていない。同書で紹介された大阪「糖類」商は57商店・会社である（『大阪商工名録』23-25頁）。1913年（大正2年）10月、阪神糖業組合の内部紛擾が報道された（「糖業組合の紛擾」『大阪毎日新聞』1913年10月11日）。

1914年（大正3年）2月、阪神糖業組合は営業税廃止を訴えた（「阪神糖業組合騒起」『中外商業新報』1914年2月13日）。1914年（大正3年）3月、博信社編『大正三年改訂増補第拾版 大日本帝國商工信用録』が刊行された。伊藤茂七商店は記載されていない。同書で紹介された大阪「砂糖商」は147商店・会社である（『大日本帝國商工信用録』105-107頁）。1914年（大正3年）5月、商工社編纂『増訂五版 日本全國商工人名録』が刊行された。伊藤茂七商店は記載されていない。同書で紹介された大阪「砂糖並氷糖商」は124商店・会社である（『日本全國商工人名録』ハ128-129頁）。1914年（大正3年）9月に刊行された商工社編纂『東亞商工人名録』は同一の内容である。

21 株式会社程谷曹達工場重役：伊藤茂七

1915年（大正4年）3月、磯村音介は神奈川県横浜市程ヶ谷（現在、保土ヶ谷）に苛性ソーダ製造工場「程谷曹達工場」を創設した。1916年（大正5年）12月、程谷曹達工場は「株式會社程谷曹達工場」と改称された（龍法 '17）49-3, 90（740）

（芳賀泰平編『磯村音介翁傳』128-129頁、145頁、年譜8-9頁）。同社は電解ソーダ工業の嚆矢となった。磯村音介は専務取締役、伊藤茂七は重役に就任した。同社は1925年（大正14年）6月に「保土谷曹達株式會社」、1939年（昭和14年）12月に「保土谷化學工業株式會社」と改称された。程谷曹達工場において伊藤茂七と共に重役になった近藤晋は、程谷曹達工場設立の功労者として伊藤茂七の名前を一番に挙げた（『磯村音介翁傳』131-132頁）。磯村音介と伊藤茂七は「刎頸之交」であった。伊藤茂七は磯村音介との関係について次のような談話を遺している。

「〔伊藤茂七氏談〕 磯村氏と私とは日糖以來莫逆の交際で、氏の後半生を通じて終始一貫、他人の覬覦し得ない友情があつた。日糖事件で失脚後、同氏が久しぶりに下阪して復活策に關し相談があつた。糖業界に復活することも可能であつたやうに思ふが、氏は其れを斷念して新に曹達工業を目論見中で、その開始の件で色々相談の結果、大阪は電力が高かつたので工場を東京に設けることになつた。その後、二度目に下阪された時は資本の件で兩人で神戸の鈴木商店を訪ね、懇々頼み込んで同情され、結局私も片棒をかつぐことにして、鈴木と私の手で阪神地方で貳拾萬圓ほど資本を集めることにした。／磯村氏の偉大な點は色々あるが、彼の人格中で一番感心なのは、實に珍しいほど誠實潔白な人で、また人に對して心から親切な點であつた。その他、人事關係では公私の區別が頗る嚴格で、自分の世話した人が後に官界などに立身しても決して利用されなかつた。嘗て日糖時代に、私が個人の資格で大阪で多量の砂糖を買込み、それを會社へ賣込もうとしたが、氏は會社本位の採算上から嚴として商談に應じなかつた。そして、藪で人に向ひ『いまに相場が下つて伊藤の鼻呼吸が弱くなつたら應じてやる』と、語つたさうだ。實に此點が偉かつたと思ふ。／（略）磯村氏が下阪すれば私の家に、私が上京すれば磯村邸にといふ具合に互に泊り合ひ、その都度同室に枕を並べてあれこれと腹藏なく語り合つた仲だつた。友人として磯村氏のやうな人は二人と得られまへんぜ云々」（『磯村音介翁傳』131-132頁）

傳』129-131頁)。伊藤茂七の口吻が伝わってくる。

1934年(昭和9年)4月13日、磯村音介は死去した。1934年(昭和9年)12月25日、「磯村音介翁銅像建設會」が組織され、保土谷曹達筆頭重役伊藤茂七は建設會代表になった。銅像製作者は彫刻家の朝倉文夫であった。1936年(昭和11年)4月12日、銅像建設除幕式が挙行された。伊藤茂七は除幕式において代表式辞を次のように述べている。

「故磯村音介翁、幼少既ニ神童ノ譽レ高く、天資剛毅果斷、長シ(ジ)テ法科大學ニ學ブヤ、窃ニ志ス所アリテ、一身以テ實業界ニ投ジ、當初專ラ我國製糖業ノ基礎ヲ確立シ、彼ノ有名ナル日糖事件ニ際シテハ、悲壯其ノ責ヲ一身ニ負ヒ、翕然一世ノ同情スルトコロトナレリ。後慧眼ヨク達觀スル所アリテ曹達會社ヲ創立シ、颯爽斯業ノ先驅者トシテ登場、終始一貫國家的大局ニ立チテ本邦化學工業ノ確立ニ貢獻スルトコロ渺ナカラズ、更ニ翁ノ功績ハ汎ク産業ノ各部門ニ亘リ、(略)翁ノ産業報國ノ大信念ヲ顯現シ、其ノ舞臺ノ廣大ニシテ、業績ノ赫々タル、併セテ識見ノ雄大高邁ナル、多クソノ比儔ヲ見ザル所、實業界ノ大恩人トシテ推賞セラル、モ亦宣ナル哉。／今や翁ノ德望ニ私淑シ、偉業ヲ渴仰スル同志相謀リテ、翁ノ銅像ヲ、當保土谷曹達工場ノ社庭ニ建設シ、今日茲ニ其ノ除幕式ヲ舉行ス。茂七此席ニ列シテ翁ノ偉業ト高風トラ追懷シ、感慨自ラ禁ズルコト能ハズ、庶幾クハ翁ノ功業ノ不朽ニ顯彰サレンコトラ。／右ヲ以テ式辭トナス。／昭和十一年四月十二日／磯村音介翁銅像建設會／代表 伊藤茂七」(『磯村音介翁傳』235-236頁)。伊藤茂七の言辭は簡潔にして高雅であった。

伊藤茂七は曹達會社重役に就任しながら、砂糖商の名前を維持した。曹達會社重役(監査役)伊藤茂七に関して『日本紳士録』における記載は次のとおりである。「程ヶ谷曹達工場(株式) 芝區櫻田本郷町●八〇×八〇 取締役 磯村音介、柴田清ノ助、田澤又右衛門、中野友禮、監査役 伊藤友(茂)七」(『日本紳士録』1918年)。他の重役が東京・横浜であった中で、伊藤茂七は唯一の大阪であった。磯村音介死亡後、磯村乙巳(磯(龍法 '17) 49-3, 92 (742))

村音介の長男）が社長になった。伊藤茂七は監査役を続けた。

22 大阪砂糖商（8）：1915～1924年

1915年（大正4年）5月、今北治策『大家叢覧』が刊行された。伊藤茂七商店は「内外砂糖メリケン粉直輸入販賣 東區南本町二丁目 伊藤茂七商店 電東四六〇五九五 電略ヲサカマルコ」と記載されている。同書で紹介された大阪「砂糖及掛物」商は39商店・会社である（『大家叢覧』78-79頁）。1915年（大正4年）8月、桑田龍太郎『日本全國銀行會社實業家信用錄 第三版』が刊行された。伊藤茂七商店は「伊藤茂七商店 東區南本町二」と記載されている。同書で紹介された大阪「砂糖商」は67商店・会社である（『日本全國銀行會社實業家信用錄』54-55頁）。

1916年（大正5年）2月、池田友五郎『京阪商業名鑑 大阪案内』が刊行された。伊藤茂七商店は記載されていない。同書で紹介された大阪「砂糖商」は8商店である（『京阪商業名鑑』84頁）。『日本紳士錄』（1916年）附録「全國銀行會社錄」において「共立物産株式會社 西區薩摩堀東之町 ●二〇×二〇▲長西六五三 専務取締役 尾崎清七、取締役 横井藤四郎、伊藤茂七、監査役 西尾小五郎」と記載されている。伊藤茂七は共立物産株式会社取締役であった。

1917年（大正6年）12月、帝國興信社『帝國興信錄 第一版』が刊行された。伊藤茂七商店は記載されていない。同書で紹介された大阪「砂糖」商は48商店・会社である（『帝國興信錄』134-136頁）。

1918年（大正7年）1月、大阪商業會議所編纂『大正七年改正 大阪商工名錄』が発行された。伊藤茂七商店は記載されていない。同書で紹介された大阪「砂糖類」商は40商店・会社である（『大阪商工名錄』16-18頁）。1918年（大正7年）10月、帝國興信所『大正七年拾月 帝國銀行會社要錄 第七版』が刊行された。「共立物産株式會社／西區薩摩堀東ノ町七四／

(略)／●取締役社長伊藤茂七、取締役横井藤四郎 磯村秀策、監査役西尾小五郎(略)／●大株主 一、五四八伊藤茂七、一、〇〇〇磯村秀策、八四八西尾小五郎、七〇〇伊藤庄助、五六五尾崎清七、五〇〇大矢音松」と記載されている(『帝國銀行會社要録』158頁)。伊藤茂七は共立物産株式会社社長になった。

1919年(大正8年)4月、日本物産奨励會編纂『大阪京都問屋便覧』が刊行された。伊藤茂七商店は記載されていない。同書で紹介された大阪「砂糖商」「氷砂糖商」は8社である(『大阪京都問屋便覧』42頁)。1919年(大正8年)5月、堤乙『帝國會社職員録』が刊行された。伊藤茂七商店は記載されていない。同書で紹介された砂糖会社は「大阪糖業株式會社」である(『帝國會社職員録』119頁)。1919年(大正8年)10月、大日本商工會編纂『公認大日本商工録 第二輯』が刊行された。伊藤茂七商店は記載されていない。同書で紹介された大阪「砂糖商」は126商店・会社である(『公認大日本商工録』183-185頁)。1919年(大正8年)頃、「大阪砂糖現物商組合」(あるいは大阪砂糖商現物組合)が設立された(『浪華の砂糖の物語』8頁；『砂糖取引所と其運用』94頁；なお文書『大阪砂糖商現物組合組織及実情』がある)。

1920年(大正9年)5月、阪神糖業組合の組合員は65名、専属仲次10名、組合書記2名であった。伊藤茂七商店は「共立物産(株)(伊藤茂七)」と記載されている(『なにわのさとのものがたり』52-54頁)。「共立物産(伊藤茂七)」は「共立物産株式会社(伊藤茂七社長)」である。1920年(大正9年)5月、大阪府内務部商工課編纂『大阪府下商工業者一覽』が発行された。会社名称・営業種別・所在地名・開業年月・資本金額・積立金額・社長業務担当者氏名が掲載されている。伊藤茂七商店は記載されていないが、「共立物産株式會社 諸物産委託賣買 南區鹽町通二 明治二二、三 五〇〇、〇〇〇 二七五、〇〇〇 八八、〇〇〇 伊藤茂七」と記載されており、これは「共立物産(伊藤茂七)」のことである。1920年(大正9年)

7月、東京興信所『第二十四版 銀行會社要録 大正九年刊行』が刊行された。「共立物産株式會社 南區鹽町二ノ一〇（略）取締役社長 伊藤茂七（略）」と記載されている。

1921年（大正10年）7月、「大阪砂糖商同業組合」が設立された。組合長は後藤忠三、組合員数は376人（卸97人、小賣279人）であった（『大阪砂糖商同業組合沿革』4-6頁）。1921年（大正10年）8月、岸井三木三『大阪商工名鑑』が刊行された。伊藤茂七商店は記載されていない。同書で紹介された大阪砂糖商は6商店である（『大阪商工名鑑』17-21頁）。1921年（大正10年）10月、商工社編纂『増訂八版 日本全國商工人名録』が刊行された。伊藤茂七商店は記載されていないが、「△（營業稅）一、四八八、四三 共立物産株式會社 東區南本町二丁目」と記載されており、これは「共立物産（伊藤茂七）」のことである。共立物産株式会社は伊藤茂七商店（東區南本町二丁目）に設置された。同書で紹介された大阪「砂糖商」「氷砂糖製造」は110商店・会社である（『日本全國商工人名録』ハ90-91頁）。1921年（大正10年）11月、大阪市役所商工課編纂『大阪市商工名鑑 大正十年新刊 第壹版』が発行された。伊藤茂七商店は記載されていないが、「砂糖・諸雜貨・肥料・護謨製品 製委託 各地 各地 一、四八八 共立物産株式會社 東、南本町二ノ四六 船五四一、五四二」と記載されており、これは「共立物産（伊藤茂七）」のことである。同書で紹介された大阪「砂糖類」商は112商店・会社である（『大阪市商工名鑑』109-117頁）。

1922年（大正11年）1月16日、阪神糖業組合は大阪砂糖取引所設立申請書を提出した（『砂糖取引所と其運用』180頁）。1922年（大正11年）2月、大阪商業會議所編纂『大正十年改正 大阪商工名録』が発行された。伊藤茂七商店と共立物産株式会社は記載されていない。同書で紹介された大阪「砂糖類」商は71商店・会社である（『大阪商工名録』37-40頁）。

1923年（大正12年）1月25日、阪神糖業組合は「大阪糖業組合」と改称した（『日本糖業發達史（消費篇）』169頁）。これは神戸の砂糖商が減少し

た結果の反映である。1923年（大正12年）2月、博信社編『大正十二年改訂増補第三拾七版 大日本帝國商工信用録』が刊行された。伊藤茂七商店は記載されていないが、「○ 九四三、〇〇 砂糖雜貨 共立物産株式会社 東、南本町二」「○ 四五三、六七 砂糖 共立物産株式会社 東、南本町二」と記載されており、これは「共立物産（伊藤茂七）」のことである。同書で紹介された大阪「砂糖商」は172商店・会社である（『大日本帝國商工信用録』47-49頁）。

1924年（大正13年）3月、「共立物産（伊藤茂七）」は大阪糖業組合および黒糖十一組の組合員であった。1924年（大正13年）6月、内外糖業調査所調査部編纂『砂糖取引年鑑 全』が発行された。伊藤茂七商店は記載されていないが、「東區南本町二丁目四六 共立物産株式会社」と記載されており、これは「共立物産（伊藤茂七）」のことである。同書で紹介された大阪砂糖商は93商店・会社である（『砂糖取引年鑑 全』28-34頁）。1924年（大正13年）9月、大阪市役所商工課編纂『大阪市商工名鑑 大正十三年度用 第參版』が発行された。伊藤茂七商店は記載されていないが、「砂糖 委託問屋 大阪内地 沖縄鹿兒島宮崎 三四八 共立物産株式会社 東、南本町二丁目 船五四一、五四二」と記載されており、これは「共立物産（伊藤茂七）」のことである。同書で紹介された大阪「砂糖」商は101商店・会社である（『大阪市商工名鑑』90-98頁）。1924年（大正13年）10月、藤田博一編『大大阪營業大觀』が刊行された。伊藤茂七商店は記載されていないが、「共立物産株式会社 東區南本町二丁目四六（本町二丁目交叉点南入東側） 船 五四一 五四二」と記載されており、これは「共立物産（伊藤茂七）」のことである。同書で紹介された大阪（市外を含む）「砂糖商」は528商店・会社である（『大大阪營業大觀』1161-1171頁）。

共立物産株式会社における伊藤茂七の役職の変遷は野村商店調査部編纂『株式年鑑』によれば次のとおりである。『株式年鑑』（1912年、1913年）

では伊藤茂七は役職についていなかった。『株式年鑑』（1914年、1915年）では伊藤茂七は取締役であった。『株式年鑑』（1916年、1917年、1918年）では伊藤茂七は（筆頭）取締役であった。『株式年鑑』（1919年）では伊藤茂七は社長であった。磯村音介の弟、磯村秀策（程ヶ谷曹達）が取締役になった。『株式年鑑』（1920年）では会社は伊藤茂七商店に設置された（住所が同一となった）。『株式年鑑』（1921年）では伊藤富二郎（伊藤茂七の養子）が監査役になった。ここで共立物産株式会社と伊藤茂合名会社が重なった。この体制は『株式年鑑』（1927年）まで継続した。『株式年鑑』（1928年）では伊藤富二郎が社長、伊藤茂七が監査役となった。『株式年鑑』（1929年）では共立物産株式会社の記載はなくなった。したがって同社は廃業した、と考えられる。伊藤茂七と共立物産の関係は帝國興信所『帝國銀行會社要録』（1916年～1926年）でも同様の内容を確認できる。

23 伊藤茂合名会社代表：伊藤茂七

大正後期の文献資料において、「砂糖商伊藤茂七」の名前はない。しかし共立物産株式会社の住所は「大阪市東區南本町二丁目」にあったので、共立物産株式会社は伊藤茂七商店に設置されていたのである。脇猛夫編「大阪市商工地圖」（1923年12月）は商店や会社の名称を記載し、伊藤茂七商店の場所を「共立物産」と明記している。1918～1928年、伊藤茂七は共立物産株式会社社長であった。それが「共立物産（伊藤茂七）」である。『日本紳士録』（1919年）までは砂糖商伊藤茂七の名前が残っていた。その後、「共立物産（伊藤茂七）」を除けば、伊藤茂七の紹介欄には砂糖商関係の会社は砂糖仲立株式会社だけである。「大阪市東區南本町二丁目 伊藤茂七 共立物産株式會社取締役 東洋曹達株式會社監査役 株式會社程ヶ谷曹達工場監査役」（石和田八郎『大日本重役大觀』1918年）。「伊藤茂七 共立物産株式會社取締役、砂糖仲立株式會社、株式會社程ヶ谷曹達工場、

東洋曹達株式會社各監査役、砂糖商」(『人事興信録』1918年)。「伊藤茂七 共立物産株式會社取締役、砂糖仲立株式會社、程ヶ谷曹達株式會社各監査役、東區南本町二ノ一五●四一八▲長東四六〇」(『日本紳士録』1918年)。「伊藤茂七 共立物産(株)取締役、沖繩炭鑛、三星工業、日本農業肥料、東洋曹達、程谷曹達工場各(株)監査、東、南本三(二)●四九〇▲特長東四六〇」(『日本紳士録』1920年)。「伊藤茂七 大阪野江土地建物、文里(港)土地各(株)監査、東區南本町二ノ一五●一五九」(『日本紳士録』1921年)。「伊藤茂七 共立物産(株)取締役、沖繩炭鑛、三星工業、日本農藝(業)肥料、東洋曹達、程ヶ谷曹達工場各(株)監査」(『人事興信録』1921年)。「伊藤茂七 東洋曹達(株)取締役、日本農業肥料、大阪野江土地建物、文里(港)土地各(株)監査、東區南本町二ノ四六●八三二▲船五四一」(『日本紳士録』1922年)。「大阪市東區南本町二 伊藤茂七 大阪野江土地建物(株)監査役○文理(里)土地(株)取締役○東洋曹達(株)取締役○湯崎温泉土地(株)監査役」(『銀行會社要録』1922年)。「伊藤茂七 東洋曹達(株)取締役、東、南本二ノ四六●一四〇▲船五四一」(『日本紳士録』1924年)。

この頃、伊藤茂七は「共立物産(伊藤茂七)」を別とすれば、「砂糖商伊藤茂七」の名前では登場しなくなった。だとすれば、1921~1924年頃に伊藤茂七は砂糖商を「廃業」したのであろうか、それは分からない。共立物産株式会社の取扱商品は物産全般と砂糖であった。伊藤茂七商店は共立物産株式会社の名前で砂糖を取引していたのである。ただし伊藤茂七は砂糖商の将来を展望できなくなっていた、と考えられる。因みに、東洋製糖株式会社社長下坂藤太郎(大蔵官僚、台湾銀行理事を経て、鈴木商店系列の東洋製糖株式会社社長となった)は「混沌たる糖業界の前途」(1920年)において「前途に對しては自ら樂觀悲觀の兩説がある、而も何れも相當の理由を有した邊に其可否を定める事が出来ない」(『混沌たる糖業界の前途』5頁)と嘆いた。砂糖商は製糖会社の攻撃を受けて疲弊していた。「砂

糖商疲弊の原因は砂糖商が會社と此の后者の利得を競ふことに胚胎して居るものである（。）砂糖會社と砂糖商は常に親しき一體として立つべきであるが精粗兼營の會社が糖商の範圍に侵入して利益を競争せしめ多くの場合に於て糖商を犠牲にして居るからこのことは益々露骨に裏切られつゝある」（『精糖會社と砂糖商』『大阪時事新報』1924年8月30日）。

1926年以降、「砂糖商伊藤茂七」の名前は見られなくなった。ただし伊藤茂七商店の店舗がなくなったのではない。伊藤茂七商店は「伊藤茂（名）」すなわち「伊藤茂合名會社」として継続し、伊藤茂七は伊藤茂合名會社代表であった。「伊藤茂七 共立物産（株）社長、伊藤茂（名）代表社員、文里土地、東洋曹達各（株）取締役、程ヶ谷曹達工場、沖繩炭礦、湯淺（崎）温泉土地各（株）監査役」（『人事興信録』1925年）。伊藤茂合名會社社員は伊藤茂七の家族（親族）である。ここで紹介する。

伊藤茂七の長男伊藤茂雄は大阪の高畠光俊の六女高畠珪（あるいは治）と結婚し、三人の子供を設けた。伊藤茂雄は伊藤茂合名會社に名前を出さなかった。伊藤茂七の三女伊藤貴代子は養子に迎えた柳田富二郎と結婚した。柳田富二郎は奈良県の柳田松之祐の二男として1891年（明治24年）4月に生まれた。伊藤富二郎・貴代子は二人の子供を設け、子供と共に分家した。伊藤富二郎は伊藤茂合名會社社員になった。住所は東区南本町二ノ一五であった。伊藤茂七の五女伊藤貴奴子は伊藤茂兵衛の養子となった、つまり貴奴子は伊藤茂兵衛の相続人になった（『人事興信録』1934年）。伊藤貴奴子は養子に迎えた竹村久爾と結婚した。竹村久爾は大阪府の竹村久三郎の三男として1906年（明治39年）6月に生まれ、大阪商大を卒業した。伊藤久彌・貴奴子は二人の子供を設けた。貴奴子は伊藤茂合名會社社員となった。伊藤久彌は三星工業株式会社専務取締役になった。住所は東区南本町二ノ四七であった（『人事興信録』1937年）。

1925年（大正14年）以降の伊藤茂合名會社社員についてもここで紹介する。（1925年以降の大阪砂糖商については次節で記述する）。『日本紳士録』

(1926年)では伊藤茂七と伊藤富二郎が登場している。「伊藤茂七 東洋曹達(株)取締役、東、南本、二ノ一五●三二七▲船五四一」。「伊藤富二郎 洋服生地商、東、南本、二ノ一五●六三六」。「日本紳士録」(1927年)では伊藤茂七、伊藤富二郎、伊藤榮(ゑい)が登場している。「伊藤茂七 共立物産(株)社長、三星工業、湯崎温泉文里土地各(株)監査、東洋曹達、程ヶ谷曹達各(株)取締役、伊藤茂(名)代表、東、南本、二ノ一五●一二三四▲船五四一(4)」。「伊藤富二郎 共立物産(株)取締役、三星工業(株)専務、東洋□手工業(株)監査、ヒツジ屋代表者、伊藤茂(名)代表(無限)社員、東、南本、二ノ一五●八六七▲船五四一(4)」。「伊藤榮 東、南本、二ノ四六●三三七」。「日本紳士録」(1928年、1929年、1930年)では伊藤茂七と伊藤富二郎が登場している。「伊藤茂七 共立物産(株)社長、三星工業、湯崎温泉(土地)、文里土地各(株)取締役、東洋曹達、程ヶ谷曹達各監査、伊藤茂(名)代表、東、南本、二ノ一五●一〇八〇▲船83〇五四一(4)」(『日本紳士録』1928年)。「伊藤茂七 共立物産(株)社長、東洋曹達、保土谷曹達、三星工業、湯崎温泉土地各(株)監査役、伊藤茂(名)代表社員」(『人事興信録』1928年)。「伊藤富二郎 沖縄炭礦(株)監査、南本、二ノ一五●八八九×一九四▲船83〇五四一(4)」(『日本紳士録』1928年)。「伊藤茂七 會社員、東、南本、二丁目●一四四三」(『日本紳士録』1929年)。「伊藤富二郎 ヒツジ屋本店婦人子供(服生)地商、東、南本、二ノ四六●八六五×一六二▲船83四〇八九」(『日本紳士録』1929年)。「伊藤茂七 保土谷曹達、東洋曹達各(株)監査、東、南本、二ノ一五●二五〇六×八五▲船83〇五四一」(『日本紳士録』1930年)。「伊藤富二郎 ひつじや本店服地毛糸商、東、南本、二丁目●七一四▲船83四〇八九」(『日本紳士録』1930年)。「日本紳士録」(1931年)では伊藤茂七と伊藤茂雄が登場している。「伊藤茂七 東洋曹達、保土谷曹達各(株)監査、伊藤茂(名)代表、東、南元(本)、二●二九七▲船83〇五四一」。「伊藤茂七 三星工業、第二東洋曹達、關西ボールベア

(龍法 '17) 49-3, 100 (750)

リング、湯崎温泉文理（里）土地、保土谷曹達、東洋曹達各（株）監査役、伊藤茂、朝鮮伊藤茂地所部各（名）代表社員」（『人事興信録』1931年）。「伊藤茂雄 ヒツジャ本店、洋服商、東、南本、二ノ四六●一六三×八五▲船83一二四八」（『日本紳士録』1931年）。『日本紳士録』（1932年）では伊藤茂七、伊藤富二郎、伊藤茂雄、伊藤あい、伊藤貴奴子が登場している。「伊藤茂七 東洋曹達、保土谷曹達各（株）監査、伊藤茂（名）代表、東、南本、二ノ一五●三二六▲船83〇五四一」。「伊藤富二郎 伊藤茂（名）無限社員、東、南本、二ノ一五」。「伊藤茂雄 ヒツジャ本店、雑貨洋服商、東、南本、二ノ四六●一三五▲船83一二四八」。「伊藤あい 伊藤茂（名）無限社員、東、南本、二ノ一五」。「伊藤貴奴子 伊藤茂（名）無限社員、東、南本、二ノ四七●三四八五」。『日本紳士録』（1933年、1934年、1935年、1936年、1937年）では伊藤茂七、伊藤あい、伊藤貴好（奴）子が登場している。「伊藤茂七 東洋曹達、保土谷曹達、場（湯）崎温泉文理土地、三星工業各（株）監査、伊藤茂（名）代表、東、南本、二ノ一五▲船83〇五四一」（『日本紳士録』1933年）。「伊藤あい 伊藤茂（名）無限社員、東、南本、二ノ一五▲船83〇五四二」（『日本紳士録』1933年）。「伊藤貴奴子 伊藤茂（名）代表（無限）社員、東、南本、二ノ四七●五二三二▲船83一二四八」（『日本紳士録』1933年）。「伊藤茂七 保土ヶ谷曹達、東洋曹達、場（湯）崎温泉文理土地、三星工業、第二東洋曹達各（株）監査、伊藤茂（名）代表社員、東、南本、二ノ一五●八九▲船83〇五四一（2）」（『日本紳士録』1934年）。「伊藤あい 伊藤茂（名）無限社員、東、南本、二ノ一五▲船83〇五四二（2）」（『日本紳士録』1934年）。「伊藤貴奴子 伊藤茂（名）無限社員、東、南本、二ノ四七▲船83〇五四二」（『日本紳士録』1934年）。「伊藤茂七 三星工業、第二東洋曹達、湯崎温泉文理（里）土地、保土谷曹達各（株）監査役、伊藤茂（名）代表社員」（『人事興信録』1934年）。「伊藤茂七 保土ヶ谷曹達、東洋曹達、場（湯）崎温泉文理土地、三星工業、第二東洋曹達、特許製飯各（株）監査、伊藤茂（名）代表社員、

東、南本、二ノ一五●一六〇▲船83〇五四一（2）」（『日本紳士録』1935年）。「伊藤恵い 伊藤茂（名）無限社員、東、南本、二ノ一五▲船83〇五四二（2）」（『日本紳士録』1935年）。「伊藤貴奴子 伊藤茂（名）無限社員、東、南本、二ノ四七●一〇〇一五▲船83〇五四二」（『日本紳士録』1935年）。「伊藤茂七 伊藤茂（名）代表、保土谷曹達（株）監査、東、南本、二ノ一五●三三〇▲船83〇五四一」（『日本紳士録』1936年）。「伊藤ゑい 伊藤茂（名）無限社員、東、南本、二ノ一五▲船83〇五四二」（『日本紳士録』1936年）。「伊藤貴好（奴）子 伊藤茂（名）無限社員、東、（南）本、四（二）ノ四六●八二四八▲本24〇〇八二」（『日本紳士録』1936年）。「伊藤茂七 伊藤茂（名）代表、保土谷曹達（株）監査、東、南本、二ノ一五●四七一▲船83〇五四一（2）」（『日本紳士録』1937年）。「伊藤ゑい 伊藤茂（名）無限社員、東、南本、二ノ一五▲船83〇五四一（2）」（『日本紳士録』1937年）。「伊藤貴好（奴）子 伊藤茂（名）出資社員、東、南本、二ノ一五▲船83〇五四一（2）」（『日本紳士録』1937年）。「伊藤茂七 湯崎温泉土地、保土谷曹達、三星工業、東洋曹達、特許製鉄各（株）監査役、伊藤茂（名）代表社員」（『人事興信録』1937年）。『日本紳士録』（1938年）では伊藤茂七だけである。「伊藤茂七 伊藤茂（名）代表、保土谷曹達、湯崎温泉土地各（株）監査、東、南本、二ノ一五●七六六▲船83〇五四一（2）」。「日本紳士録」（1939年）では伊藤茂七、伊藤ゑい、伊藤茂雄が登場している。「伊藤茂七 伊藤茂（名）代表、保土谷曹達、鹿部鐵業、東洋曹達、三星工業、湯崎温泉土地各（株）監査、東、南本、二ノ一五●一八六五▲船83〇五四一（2）」。「伊藤榮 東、南本、二ノ一五●二〇七」。「伊藤茂雄 東、南本、二ノ一五●一二七」。「伊藤茂七 湯崎温泉土地、保土谷曹達、三星工業、東洋曹達各（株）監査役、伊藤茂（名）代表社員」（『人事興信録』1939年）。「伊藤茂七 東洋曹達、鹿部鐵業、三星工業、保土谷曹達、湯崎温泉土地各（株）監査役、伊藤茂（名）代表社員、朝鮮伊藤茂地所部代表者」（『第五版 財界人物選集』1939年）。『日本（龍法 '17）49-3, 102（752）

紳士録』（1940年）では伊藤茂七と伊藤茂雄が登場している。「伊藤茂七 伊藤茂（名）代表、保土谷曹達、鹿部鑛業、東洋曹達、三星工業、湯崎温泉土地各（株）監査、東、南本、二ノ一五●三〇九九▲船83〇五四一（2）」。「伊藤茂雄 東、南本、二ノ一五●三四六」。『日本紳士録』（1941年）では伊藤茂七と伊藤貴奴子が登場している。「伊藤茂七 伊藤茂（名）代表、保土谷化学工業、湯崎温泉土地各（株）監査、東洋曹達、三星工業、三星商事各（株）相談、東、南本、二ノ一五●三五六四▲船83〇五四一」。「伊藤貴奴子 伊藤茂（名）出資社員、東、南本、二ノ四七」。「伊藤茂七 保土谷化学工業、鹿野（部）鑛業、湯崎温泉土地各（株）監査役、東洋曹達、三星工業、三星商業各（株）相談役、伊藤茂（名）代表社員」（『人事興信録』1941年）。『日本紳士録』（1942年）では伊藤茂七と伊藤茂雄が登場している。「伊藤茂七 伊藤茂（名）代表、保土谷化学工業、湯崎温泉土地各（株）監査、東、南本、二ノ一五●一五二三八▲船（○）五四一」。「伊藤茂雄 東、南本、二ノ四八●二五六二」。伊藤茂七が重役となった会社は多分野に及んだ。

「伊藤茂（名）」は伊藤茂七を代表とする伊藤家一族から構成される「伊藤茂合名会社」であった。『第五版 財界人物選集』（1939年）は伊藤茂合名会社について次のように記載している。「大正九年不動産の買収及管理經營を目的とする伊藤茂合名会社を設立爾後之が經營に當る」（『第五版 財界人物選集』762頁；『工業人名大辭典』762頁）。社員は伊藤茂七、伊藤あい（妻）、伊藤貴奴子（娘）、伊藤富二郎（養子）であった。伊藤茂雄（伊藤茂七の長男）は『日本紳士録』の記載では合名会社社員ではなかった。『日本紳士録』（1944年）では、伊藤茂七の名前がなく、伊藤茂雄だけが記載されている。「伊藤茂雄 伊藤茂（名）代表、東、南本、二ノ四八●二五七五▲船（○）五四一」（『日本紳士録』1944年）。伊藤茂七は1942年（昭和17年）11月26日に死去した。伊藤茂七の死後、長男の伊藤茂雄が伊藤茂合名会社代表となった。